

オビトカゲモドキ トカゲモドキ科 *Goniurosaurus kuroiwaie splendens*



オビトカゲモドキ

鹿児島県指定天然記念物

環境省絶滅危惧 1B 類 鹿県絶滅危惧 I 類

【分布】

徳之島特産種。他のトカゲモドキ 4 亜種が沖縄島、渡嘉敷島、伊平屋島、久米島などに分布する。

Area of Distribution : There are five types lizard that fall under this subspecies. One is originally from Tokunoshima while the other four can be found on Okinawa Island, Tokashiki Island, Iheya Island, and Kume Island.

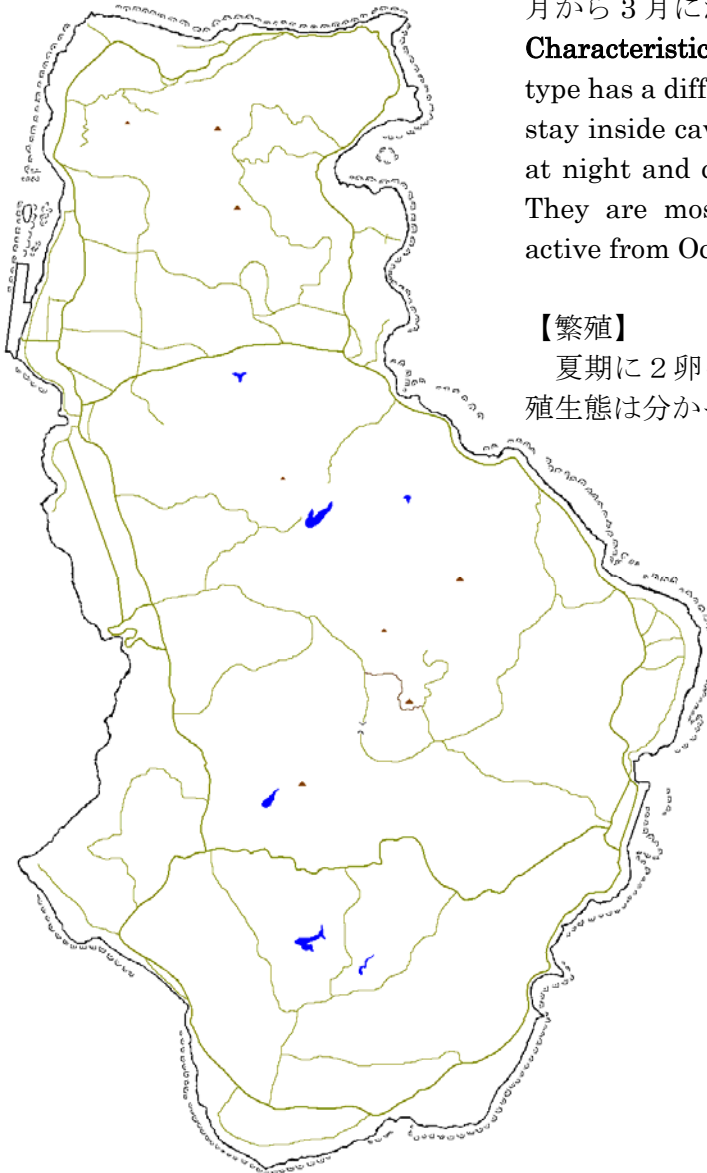
【特性】

体長(尾の付け根まで)は 10cm 以下で、外形の違いから 5 亜種に区別される。日中は岩の割れ目や洞窟の中などに潜み、夜間に壁面や地表で活動する。気温の高い時期に活動し、10 月から 3 月にかけては活動が低下する。

Characteristics : This lizard is 10cm or less in length. Each type has a different distinct body shape. During the day they stay inside caves and in the cracks of rocks. They are active at night and can be found on the surface of rocks and trees. They are most active during the warm months and least active from October to March.

【繁殖】

夏期に 2 卵を産卵することが報告されているが、詳しい繁殖生態は分かっていない。



オビトカゲモドキ分布図

【分布の特性と問題点】

徳之島では、丘陵状に広がる耕作地から海岸林に至る河川林とその周辺で、多くの観察例が得られていた。現在では生息域の確認情報が少なく、全域に生息するとはいえない状況になっている。

集落や耕作地周辺の生息地の周りを広く分布域にすると、サトウキビ畑や集落が生息地になる。かといって、**分布地域を狭めて作図すると、高密度生息地を公開することになり、種の保護上問題である。**

イボイモリと異なり、山域での報告は少ない。丘陵地から海へ続く河川の周辺の改修は、オビトカゲモドキの生息地の現状変更になる可能性が非常に高い。

イシカワガエル アカガエル科 *Eburana ishikawae*

鹿児島県指定天然記念物 沖縄県指定天然記念物
環境省絶滅危惧 I B 類 鹿児島県絶滅危惧 I 類

【分布】 奄美大島と沖縄島に分布。

Area of Distribution : Amami Island and Okinawa Island

【特性】

大型のカエルで、雌雄ともに 10cm を超える。体色は鮮やかな緑色で、中央部が金色の黒斑を持つ。繁殖期は源流域に集まるが、それ以外の時期は、常緑広葉樹林内で生活し、日中でも樹木の幹に静止しているのを見かけることも多い(右写真)。

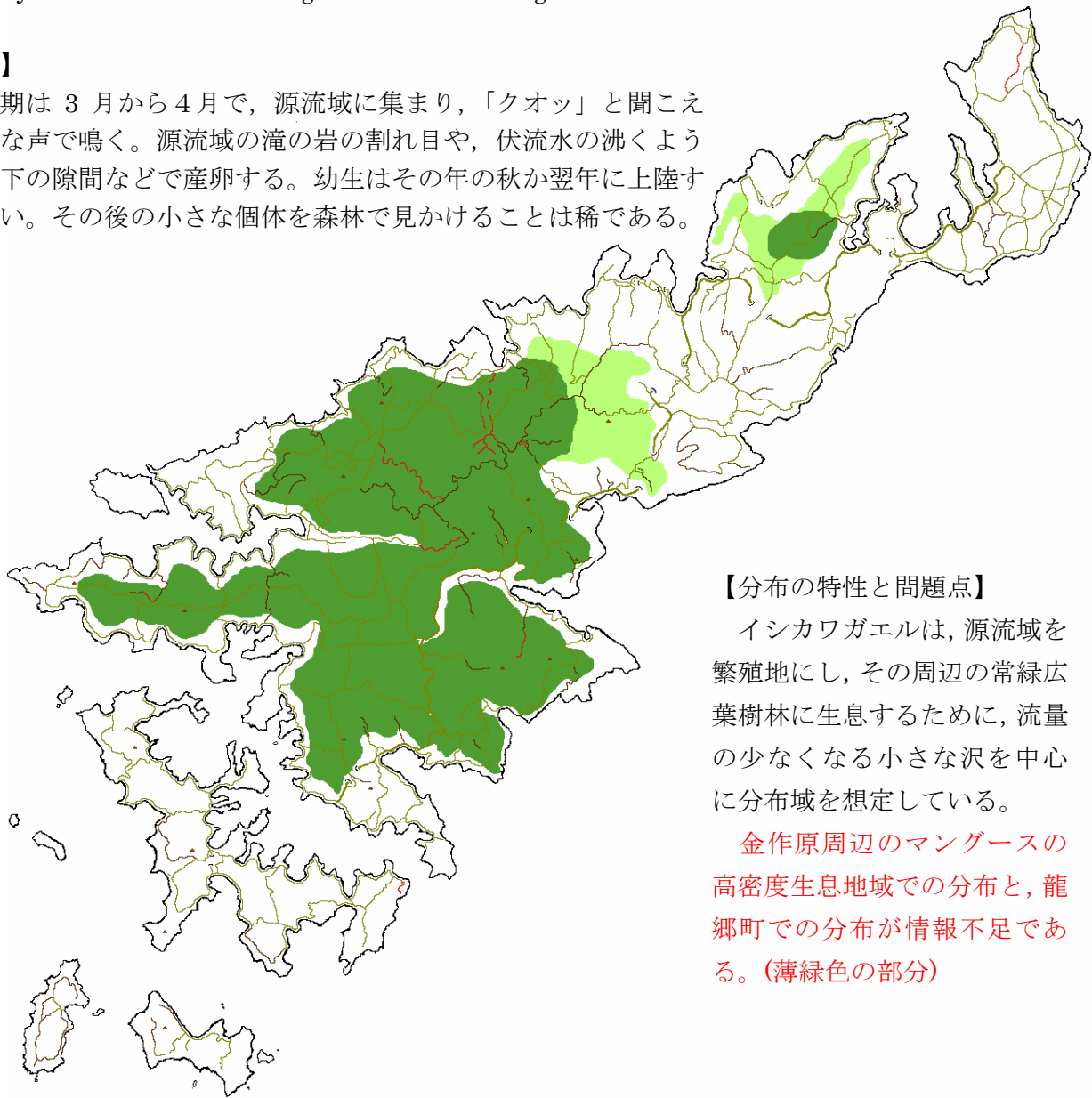
Characteristics : This large frog grows to, at least, 10cm in length for both males and females. They have bright green bodies with black spots; these black spots have a gold center. During mating season they gather at the springs or rivers. All other times of the year they can be found on the large leaves of the evergreen trees.

【繁殖】

繁殖期は 3 月から 4 月で、源流域に集まり、「クオッ」と聞こえる大きな声で鳴く。源流域の滝の岩の割れ目や、伏流水の沸くような岩の下の隙間などで産卵する。幼生はその年の秋か翌年に上陸するらしい。その後の小さな個体を森林で見かけることは稀である。



イシカワガエル



【分布の特性と問題点】

イシカワガエルは、源流域を繁殖地にし、その周辺の常緑広葉樹林に生息するために、流量の少なくなる小さな沢を中心に分布域を想定している。

金作原周辺のマングースの高密度生息地域での分布と、龍郷町での分布が情報不足である。(薄緑色の部分)

イシカワガエル分布図

オットンガエル アカガエル科 *Rana (Babina) subaspera*

鹿児島県指定天然記念物

環境省絶滅危惧Ⅱ類 鹿児島県絶滅危惧Ⅱ類

【分布】

奄美大島と加計呂麻島、枝手久島に分布する。沖縄島と渡嘉敷島に近似種ホルストガエルが分布している。

Area of Distribution : Amami Island, Kakeroma Island, and Edatekujima. A similar species, Horusutogairu, can be found on Okinawa Island and Tokashiki Island.

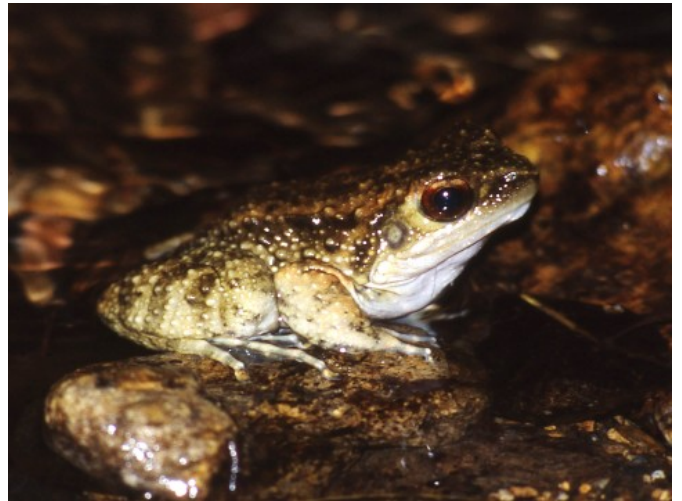
【特性】

体長は15cm 近くなる大型のカエル。頭部が大きく大きな目が特徴。わき腹のいぼ状の突起が目立つ。

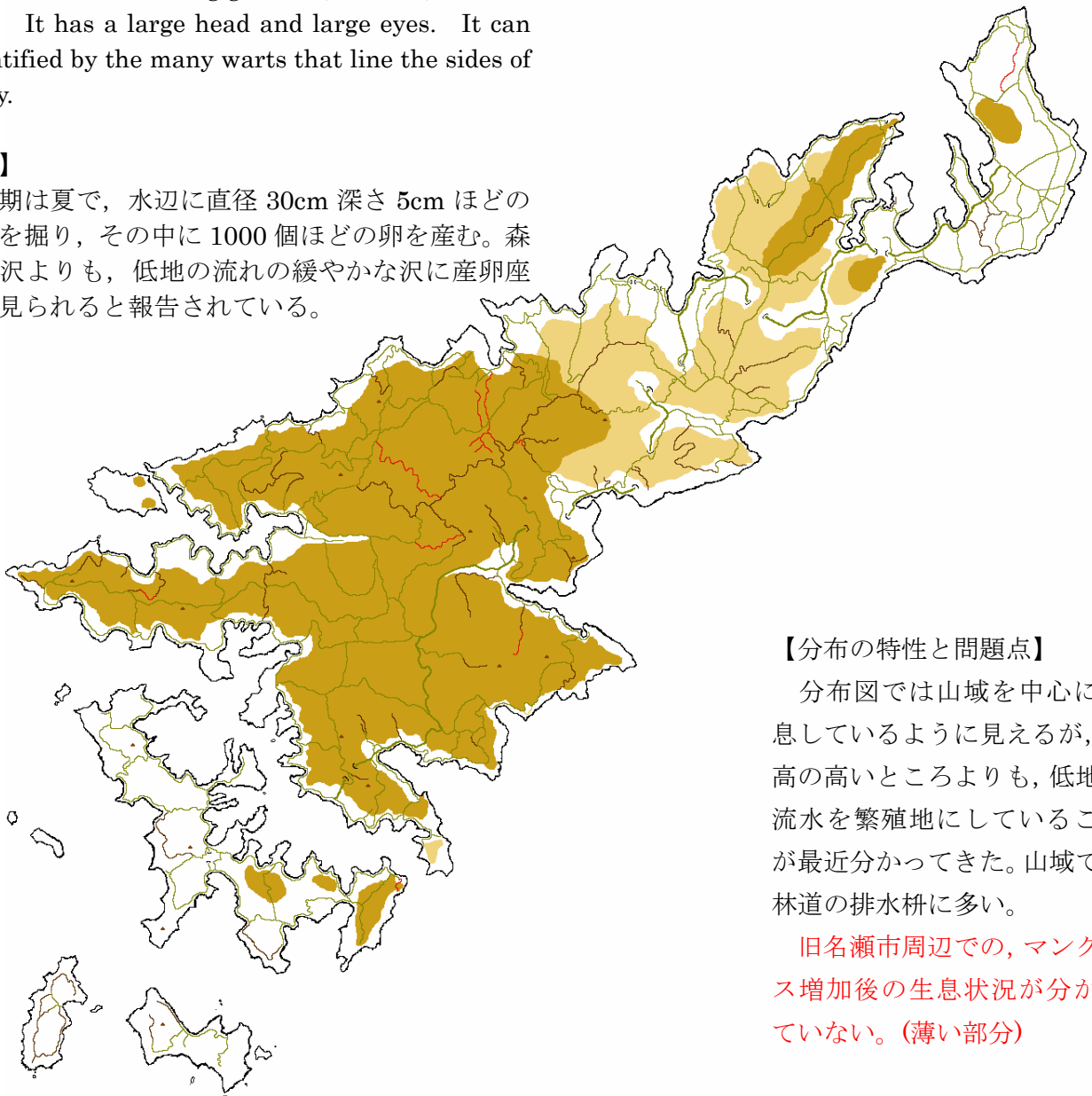
Characteristics : This frog grows to, at least, 15cm in length. It has a large head and large eyes. It can be identified by the many warts that line the sides of its body.

【繁殖】

繁殖期は夏で、水辺に直径30cm 深さ5cm ほどの産卵座を掘り、その中に1000個ほどの卵を産む。森林内の沢よりも、低地の流れの緩やかな沢に産卵座が多く見られると報告されている。



オットンガエル



【分布の特性と問題点】

分布図では山域を中心に生息しているように見えるが、標高の高いところよりも、低地の流水を繁殖地に行っていることが最近分かってきた。山域では林道の排水枡に多い。

旧名瀬市周辺での、マングース増加後の生息状況が分かっていない。(薄い部分)

オットンガエル分布図

イボイモリ イモリ科 *Tyiototriton andersoni*

鹿児島県指定天然記念物 沖縄県指定天然記念物
環境省絶滅危惧Ⅱ類 鹿児島県絶滅危惧Ⅰ類

【分布】

奄美大島、請島、徳之島と沖縄島、周辺離島に分布。

Area of Distribution : Amami Island, Ukejima, Tokunoshima, Okinawa and its surrounding islands.

【特性】

体長は10cmほどで、椎骨の隆起と左右に強く張り出した肋骨が外見上も目立つ。全身黒色だが、四肢の先端部と総排泄口から尾の下面、肋骨の先端部が赤からオレンジ色を呈す。

湿った環境を好むが、水に入ることはない。湿った落ち葉や倒木の下にもぐりこんでいることが多い。

Characteristics : This lizard is approximately 10cm in length. The back vertebrae protrude up while the ribs jut out on both sides of the body. The top of the body is black except for the tops of the four feet which vary from orange to red. The underside ranges from orange to red and this color extends the whole length of the underside including the tail.

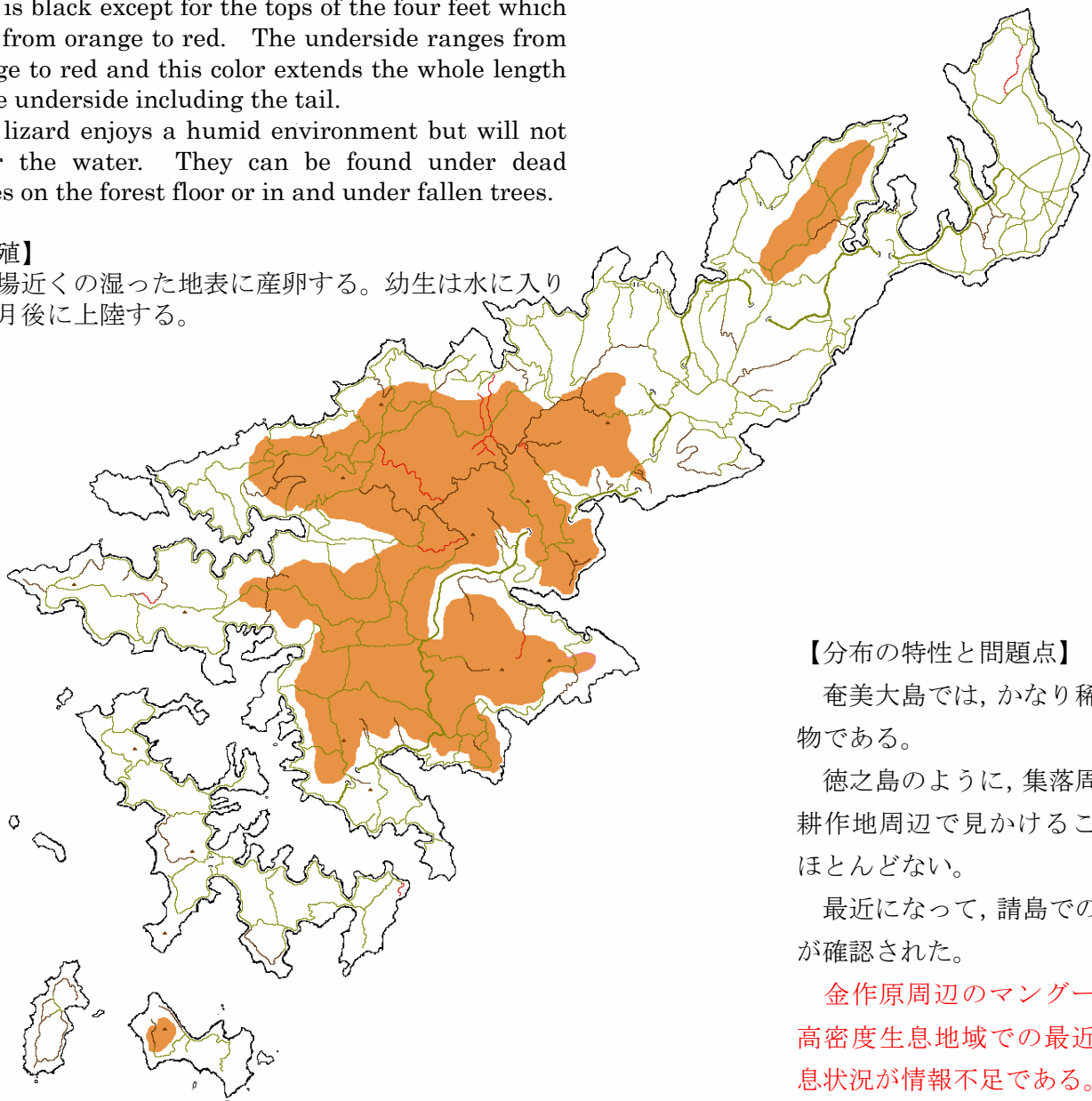
This lizard enjoys a humid environment but will not enter the water. They can be found under dead leaves on the forest floor or in and under fallen trees.

【繁殖】

水場近くの湿った地表に産卵する。幼生は水に入り数ヵ月後に上陸する。



イボイモリ



【分布の特性と問題点】

奄美大島では、かなり稀な動物である。

徳之島のように、集落周辺や耕作地周辺で見かけることはほとんどない。

最近になって、請島での生息が確認された。

金作原周辺のマングースの高密度生息地域での最近の生息状況が情報不足である。

イボイモリ分布図

イボイモリ イモリ科 *Tyiotriton andersoni*



イボイモリ

鹿児島県指定天然記念物 沖縄県指定天然記念物
環境省絶滅危惧Ⅱ類 鹿児島絶滅危惧Ⅰ類

【分布】

奄美大島，請島，徳之島と沖縄島，周辺離島に分布。

【特性】

体長(吻部から総排泄口まで，鼻先から尾の付け根まで)は10cmほどで，椎骨の隆起と左右に強く張り出した肋骨が外見上も目立つ。全身黒色だが，四肢の先端部と総排泄口から尾の下面，肋骨の先端部が赤からオレンジ色を呈す。

湿った環境を好むが，水に入ることはない。湿った落ち葉や倒木の下にもぐりこんでいることが多い。

【繁殖】

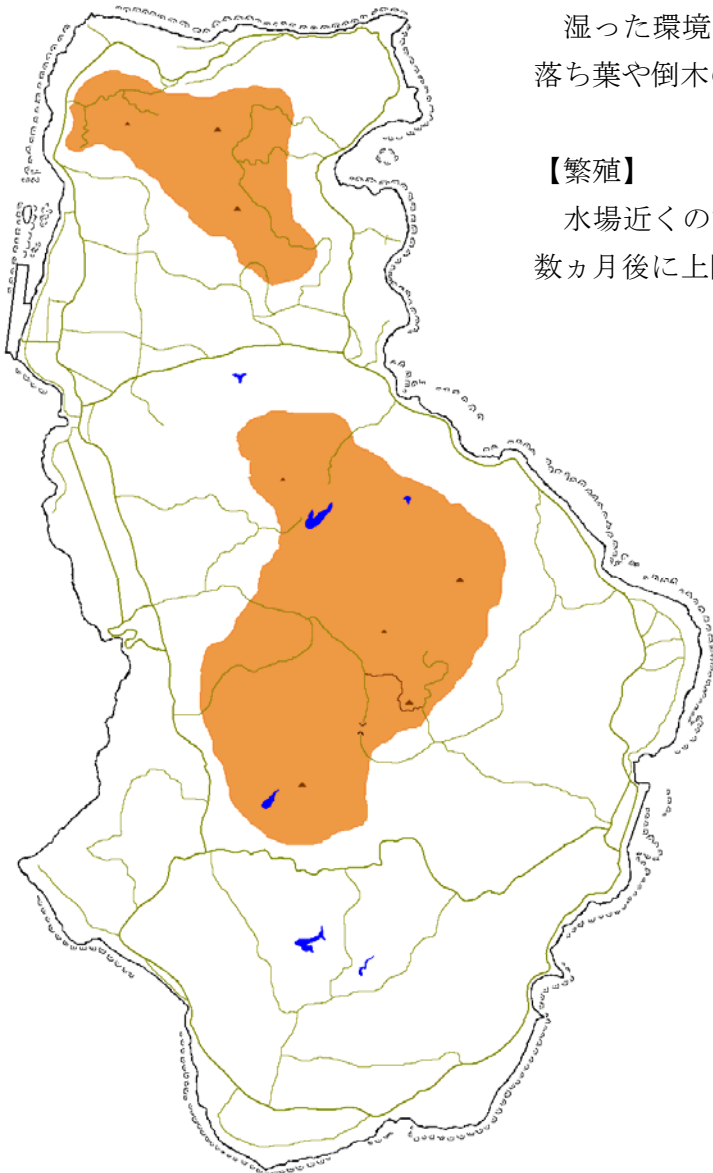
水場近くの湿った地表に産卵する。幼生は水に入り数ヵ月後に上陸する。

【分布の特性と問題点】

以前，徳之島では，イボイモリは高密度で生息していたが，**集落や耕作地周辺での分布状況がはっきりしない。**

山城では，雨天時は日中でも道路を横切っていることが多く，奄美大島に比べて遭遇する確率はかなり高い。

集落や耕作地周辺の生息地の周りを広く分布域にすると，サトウキビ畑や集落が生息地になり，おかしな分布図になる。かといって，**分布地域を狭めて作図すると，高密度生息地を公開することになり，種の保護上問題である。**



イボイモリ分布図

文化財保護法

(国指定の天然記念物関係分)

第2条（文化財の定義）この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

3 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

第33条（滅失、き損等）※天然記念物についてもこの条文を準用する。

重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第125条（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

《判例》

「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、史跡名勝天然記念物たる動植物の棲息（生息）、自生、蕃殖（繁殖）、渡来などになんらかの影響を及ぼす行為など、指定文化財保護の見地からみて将来に亘り（わたり）支障を来す（きたす）行為を意味するものと解される。（奈良地裁昭和48年6月4日判決）

鹿児島県文化財保護条例

(県指定の天然記念物関係分)

第8条（滅失、損傷等）※天然記念物についてもこの条文を準用する。

指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

※同条例施行規則第6条で事実を知った日から10日以内に届出る。

第34条（現状変更等の制限）

指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

現状変更等の手続きについて

1 現状変更等の申請

- ① 申請者との事前協議
- ② 申請者は市町村教委へ申請書を提出（申請書の様式は別紙参照）
（県指定は2部，国指定は3部提出）
- ③ 市町村教委は意見をつけて県に進達
（県指定は1部，国指定は2部進達）
*国指定の場合，県は国（文化庁）に進達



2 現状変更等が許可の場合

- ① 県は許可通知を市町村教委へ
- ② 市町村教委は許可通知を申請者へ
- ③ 申請者は現状変更を実施する
（市町村教委からの指導，助言）

3 現状変更等完了後は

- ① 申請者は現状変更完了届を市町村教委へ提出（完了届の様式は別紙参照）
（県指定は2部，国指定は3部提出）
- ② 市町村教委は県に進達
（県指定は1部，国指定は2部進達）
*国指定の場合，県は国（文化庁）に進達

市町村指定文化財の指定又は解除の場合の手続きについて

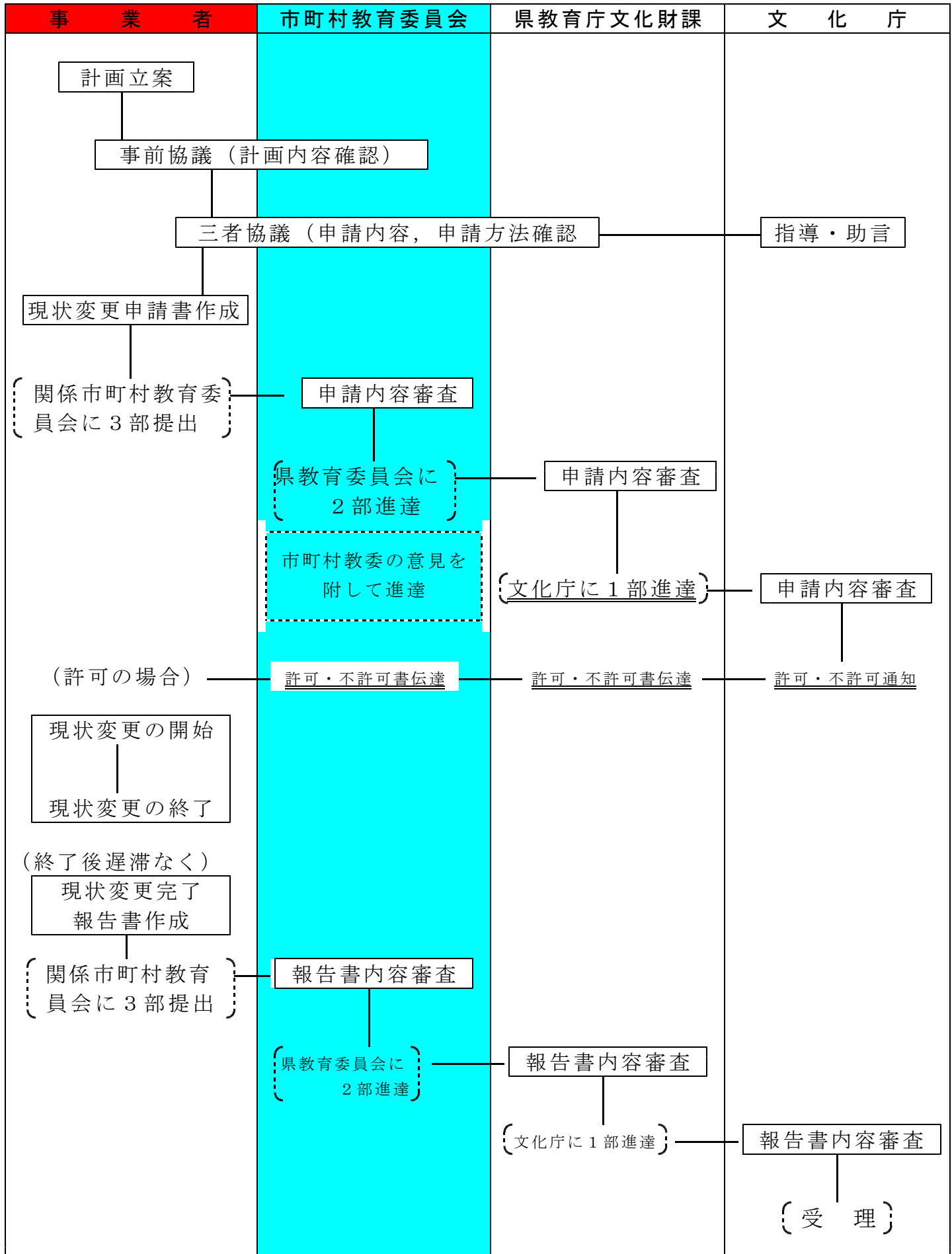
- 30日以内に文化庁長官に報告
（市町村教委は2部を県に提出）
*県は国（文化庁）に1部を進達

国・県指定文化財の滅失届の手続きについて

- ① 国指定の場合
10日以内に文化庁長官に報告（様式は別紙参照）
（市町村教委は3部を教育事務所に提出）
*教育事務所は県に2部を進達
- ② 県指定の場合
10日以内に県文化財課に報告
（市町村教委は2部を教育事務所に提出）
*教育事務所は県に1部を進達



国指定文化財の現状変更等申請手順



○国指定現状変更等許可申請書

(特別)天然記念物の場合

(公文番号)
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者 住所
氏名 印

現状変更等の許可申請書

文化財保護法第125条第1項の規定により、現状変更等の許可を受けたく、下記のとおり申請いたします。

記

- 1 種別及び名称
(例) 種別 特別天然記念物, 名称 アマミノクロウサギ
- 2 指定年月日
(例) 昭和38年7月4日
- 3 天然記念物の所在の場所
(例) 奄美大島・徳之島(地域を定めず指定)
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
(例) 野生動物の場合は空らん
- 5 管理団体がある場合はその名称及び事務所の所在地
- 6 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
- 7 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 8 天然記念物の現状変更又は影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
- 9 現状変更等の内容及び実施の方法
- 10 現状変更等により生ずる天然記念物への影響に関する事項及び配慮事項
- 11 現状変更等の着手及び終了の予定時期
(例) 許可のあった日～平成〇〇年〇月〇〇日
- 12 現状変更等に係る行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 13 その他参考となるべき事項

(添附書類等)

- 1 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域等を表示した地図
- 3 現状変更等に係る地域の写真
- 4 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料

○国指定現状変更等完了報告書

(特別)天然記念物の場合

(公文番号)

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

住所

氏名

印

現状変更等完了報告書

下記のとおり現状変更等が完了したので報告します。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 指定文化財の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 現状変更等の内容
- 7 施工者の氏名、住所及び略歴
- 8 施工実施期間
- 9 現状変更等に要した経費
- 10 その他参考となるべき事項

(添附書類等)

その結果を示す写真等

(公 文 番 号)

平成 年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

申請者 住所

氏名 印

指定文化財現状変更等許可申請書

下記のとおり現状変更等したいので、許可されるよう申請します。

記

1 種別及び名称

(例) 種別 天然記念物, 名称 イボイモリ

2 指定年月日

(例) 平成 1 5 年 4 月 2 2 日

3 指定文化財の所在の場所

(例) 奄美大島・徳之島 (地域を定めず指定)

4 所有者の氏名又は名称及び住所

(例) 野生動物の場合は空らん

5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

6 現状変更等を必要とする理由

7 現状変更等の内容及び方法

8 施工者の氏名、住所及び略歴

9 施工予定期間

10 現状変更等に要する経費

11 その他参考となるべき事項

(添附書類)

1 現状変更等の設計書 (仕様書, 積算書)

2 現状変更等の設計図面

3 現状変更等しようとする箇所の写真又は見取り図

(公 文 番 号)

平成 年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

住所

氏名

印

指定文化財現状変更等完了報告書

下記のとおり現状変更等が完了したので報告します。

記

- 1 種別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 指定文化財の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 現状変更等の内容
- 7 施工者の氏名、住所及び略歴
- 8 施工実施期間
- 9 現状変更等に要した経費
- 10 その他参考となるべき事項

(添附書類)

現状変更等した箇所の写真等

○ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する
届出書等に関する規則（届出書の記載事項等）

第6条 法第118条、第120条及び第172条第5項で準用する法第33条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

○滅失届

（特別）天然記念物の場合

（公文番号）
平成 年 月 日

文化庁長官 殿

申請者 住所
氏名 印

指 定 文 化 財 滅 失 届

下記のとおり指定文化財を滅失しましたからお届けします。

記

- 1 種別及び名称
（例）種別 特別天然記念物、 名称 アマミノクロウサギ
- 2 指定年月日
（例）昭和38年7月4日
- 3 天然記念物の所在の場所
（例）奄美大島・徳之島（地域を定めず指定）
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
（例）野生動物の場合は空らん
- 5 管理団体がある場合はその名称及び事務所の所在地
- 6 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
- 7 滅失の事実の生じた日時
- 8 滅失の事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失の原因
- 10 滅失の事実を知った日
- 11 滅失の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事項

（添附書類等）

滅失の状態を示す写真及び図面

大島地区の文化財

国指定の文化財

名称	所在地	指定年月日	種別	所有者・管理者
アマミノクロウサギ	奄美大島	昭和38年7月4日	特別天然記念物	鹿児島県
ルリカケス	奄美大島 加計呂麻島・請島	大正10年3月3日	天然記念物	鹿児島県
神屋・湯湾岳	大和・宇検・奄美	昭和43年11月8日	天然記念物	農林水産省
アカヒゲ	奄美大島	昭和45年1月23日	天然記念物	所在市町村
オカヤドカリ	南西諸島	昭和45年11月12日	天然記念物	所在市町村
オオトラツグミ	奄美大島	昭和46年5月19日	天然記念物	所在市町村
カラスバト	奄美諸島	昭和46年5月19日	天然記念物	所在市町村
オーストーン	奄美大島	昭和46年5月19日	天然記念物	所在市町村
オオアカゲラ	奄美大島	昭和46年5月19日	天然記念物	所在市町村
トゲネズミ (アマミトゲネズミ)	奄美大島	昭和47年5月15日	天然記念物	所在市町村
ケナガネズミ	奄美大島	昭和47年5月15日	天然記念物	所在市町村
諸鈍芝居	瀬戸内町諸鈍	昭和51年5月4日	重要無形民俗文化財	諸鈍芝居保存会
秋名アラセツ行事	龍郷町秋名	昭和60年1月12日	重要無形民俗文化財	秋名ヒラセ マンカイ保存会
宇宿貝塚	奄美市笠利町宇宿	昭和61年10月7日	史跡	奄美市
与論十五夜踊	与論町字城	平成5年12月13日	重要無形民俗文化財	与論十五夜 踊り保存会
泉家住宅	奄美市笠利町宇宿	平成6年7月12日	建造物	泉一郎
徳之島カムイヤ 陶器窯跡	伊仙町阿三	平成19年2月6日	史跡	重田源孝 伊仙町教育委員会
住吉貝塚	知名町大字住吉	平成19年7月26日	史跡	民有地 知名町教育委員会
大和浜のオキナワ ラジロガシ	大和村大和浜	平成19年11月16日 答申中	天然記念物	大和浜集落会 大和村教育委員会

県指定の文化財

名称	所在地	指定年月日	種別	所有者・管理者
南洲流謫跡	龍郷町龍郷	昭和30年1月14日	史跡	龍まさ子
和泊町の 世之主の墓	和泊町内城	昭和41年3月11日	史跡	和泊町
昇龍洞	知名町住吉 吉野平	昭和42年3月31日	天然記念物	知名町
油井の豊年祭踊り	瀬戸内町油井	昭和58年4月13日	無形民俗文化財	油井豊年踊り 保存会
上平川の大蛇踊り	知名町上平川	昭和59年4月18日	無形民俗文化財	上平川 大蛇踊り保存会
沖永良部の下平川の 大型有孔虫化石密集産地	知名町下平川	昭和62年3月16日	天然記念物	宮當重夫
犬田布貝塚	伊仙町犬田布	平成元年3月22日	史跡	福宮スミエ 伊仙町教育委員会
城間トフル墓群	奄美市笠利町万屋	平成5年3月24日	史跡	奄美市教育委員会
徳之島町井之川 夏目踊り	徳之島町井之川	平成13年4月27日	無形民俗文化財	井之川夏目 おどり保存会
住吉暗川	知名町住吉 間	平成13年4月27日	天然記念物	住吉集落会 知名町教育委員会
奄美大島の ノロ関係資料	奄美市、瀬戸内町 宇検村、大和村	平成15年4月22日	有形民俗文化財	所在市町村等
イボイモリ	奄美大島	平成15年4月22日	天然記念物	所在市町村
イシカワガエル	奄美大島	平成15年4月22日	天然記念物	所在市町村
オビトカゲモドキ	徳之島	平成15年4月22日	天然記念物	所在市町村
大和浜の群 れ倉	大和村	平成16年4月20日	建造物	大和村教育委員会
オットンガエル	奄美大島 加計呂麻島	平成17年4月19日	天然記念物	所在市町村
喜界島のノロ関係資料	喜界町中央公民館	平成18年4月21日	有形民俗文化財	新山

※ 奄美大島ノロ関係資料の追加指定（大和村 龍繡胴衣 h18, 4, 21）
網掛けの天然記念物の生息域を掲載